

四日市市告示第 550 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年 7月 18日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	曙25号線	曙一丁目3059-16 曙一丁目3059-22	6.0~13.8	71.1
2	茂福74号線	大字茂福字松無309-2 大字茂福字松無309-1	4.5~7.3	24.1
3	八田37号線	八田一丁目1903-1 八田一丁目1903-3	6.0~8.8	41.1
4	石塚26号線	石塚町1760-1 石塚町1760-5	6.0~8.8	41.0
5	日永西141号線	日永西三丁目3505-14 日永西三丁目3505-9	6.0~13.0	65.0
6	生桑128号線	生桑町字桑花65-9 生桑町字桑花65-7	5.0~9.4	24.0
7	西富田56号線	西富田町字笠木182-12 西富田町字笠木182-8	6.0~13.0	47.7
8	東阿倉川39号線	大字東阿倉川字志祢我野51-28 大字東阿倉川字志祢我野51-24	5.5~11.1	28.1